



カーボンニュートラルやデジタルトランスフォーメーションに関する投資促進税制が創設されたとのことですが、どのようなものなんでしょうか。



脱炭素化効果の高い先進的な投資とデジタル環境の構築による企業変革に向けた投資について、税額控除又は特別償却ができる措置が開設されました。

●改正概要●

デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による企業変革に向けた投資について、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置が創設されます。（2年間の時限措置）

事業適応計画	課税の特例の内容									
<p>○事業適応計画の認定要件を満たした上、次の要件について主務大臣から確認を受ける必要。</p> <p>1. デジタル(D)要件(データ連携・共有、レガシー回退、サイバーセキュリティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと既存内部データとを合わせて連携すること ◆クラウド技術を活用すること ◆情報処理推進機構が審査を行う認定(DX認定) <p>2. 企業変革(X)要件(ビジネスモデルの変革、アウトプット、全社戦略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆商品の製造原価が8.8%以上削減されること等 ◆生産性向上や売上高の上昇の目標を定めること ・計画期間内、ROAが2014年～2018年平均を基準値として1.5%ポイント向上 ・計画期間内、売上高伸び率≧過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント ◆投資総額が売上高比0.1%以上であること 	<p>●認定された事業適応計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #FFF2CC;">対象設備</th> <th style="background-color: #FFF2CC;">税額控除</th> <th style="background-color: #FFF2CC;">特別償却</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #FFF2CC;">ソフトウェア</td> <td style="background-color: #FFF2CC;">3%</td> <td rowspan="3" style="background-color: #FFF2CC; text-align: center; vertical-align: middle;">30%</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFF2CC;">繰延資産</td> <td rowspan="2" style="background-color: #FFF2CC; text-align: center;">【他社とのデータ連携に係るもの】 5%</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFF2CC;">機械装置 器具備品</td> </tr> </tbody> </table> <p>※設備投資総額の上限:300億円 (注1)クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用(繰延資産) (注2)機械装置及び器具備品においては、ソフトウェア又は繰延資産と連携して使用するものに限る。 (注3)税額控除の控除上限は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。</p>	対象設備	税額控除	特別償却	ソフトウェア	3%	30%	繰延資産	【他社とのデータ連携に係るもの】 5%	機械装置 器具備品
対象設備	税額控除	特別償却								
ソフトウェア	3%	30%								
繰延資産	【他社とのデータ連携に係るもの】 5%									
機械装置 器具備品										

出典：財務省

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置を創設します。（3年間の時限措置）

事業適応計画	課税の特例の内容																
<p>[計画の経済産業大臣の認定]</p> <p>1. 脱炭素化を加速する製品を生産する設備 (需要開拓商品生産設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①需要開拓商品[※]の生産を行うために不可欠な機械装置であること ②専ら需要開拓商品の生産に使用されること <p>(※)燃料電池・化合物パワー半導体等のうち、特に優れた性能を有するもの</p> <p>2. 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備(生産工程効率化等設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の単位で炭素排出量1単位当たりの付加価値額(炭素生産性)の目標が、「3年以内に7%又は10%以上向上」を満たす計画であること 	<p>●認定された事業適応計画に基づく脱炭素化効果の大きい設備投資について、以下の措置を講じる。</p> <p>1. 需要開拓商品生産設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #FFF2CC;">対象設備</th> <th style="background-color: #FFF2CC;">税額控除</th> <th style="background-color: #FFF2CC;">特別償却</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #FFF2CC;">機械装置</td> <td style="background-color: #FFF2CC;">10%</td> <td style="background-color: #FFF2CC;">50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 生産工程効率化等設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #FFF2CC;">対象設備*</th> <th style="background-color: #FFF2CC;">税額控除</th> <th style="background-color: #FFF2CC;">特別償却</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #FFF2CC;">機械装置</td> <td style="background-color: #FFF2CC;">5%</td> <td rowspan="4" style="background-color: #FFF2CC; text-align: center; vertical-align: middle;">50%</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFF2CC;">器具備品</td> <td rowspan="3" style="background-color: #FFF2CC; text-align: center;">【目標が10%以上向上の場合】 10%</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFF2CC;">建物附属設備</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FFF2CC;">構築物</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)導入される設備が事業所の炭素生産性を1%向上させることを満たす必要。 ※設備投資総額の上限:500億円 (注)税額控除の控除上限は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。</p>	対象設備	税額控除	特別償却	機械装置	10%	50%	対象設備*	税額控除	特別償却	機械装置	5%	50%	器具備品	【目標が10%以上向上の場合】 10%	建物附属設備	構築物
対象設備	税額控除	特別償却															
機械装置	10%	50%															
対象設備*	税額控除	特別償却															
機械装置	5%	50%															
器具備品	【目標が10%以上向上の場合】 10%																
建物附属設備																	
構築物																	

出典：財務省

令和3年4月1日以後開始事業年度について適用



2050年のカーボンニュートラル実現には、民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠であり、またデジタル技術を活用した企業変革を実現するには経営戦略・デジタル戦略の一体的な実施が不可欠であるとしてこれらの税制が創設されました。